

工事費内訳表（総括）					（甲）
一金 円					
費目	工種	種別	細別	金額	摘要
本工事費					
	工事費				
		機器費			
		直接工事費			
			輸送費		
			労務費		
			複合単価		
			直接経費		
			仮設費		
		直接工事費 計			
		間接工事費			
			共通仮設費		
			現場管理費		
			据付間接費		
		間接工事費 計			
	据付工事原価				
	設計技術費				
	工事原価 計				
	一般管理費等				
工事価格 計					
消費税相当額					10%
本工事費 計					

工事費内訳表（据付）							（甲）
一金 円							
工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
機器費			式	1	-		第1-1号,第1-2号 明細書
工事費	直接工事費						
		輸送費	式	1	-		第2号 明細書
		労務費	式	1	-		第3-1号 明細書
		複合工費	式	1	-		第4-1号,第4-2号 明細書
		直接経費	式	1	-		
		仮設費	式	1	-		
	直接工事費 計						
	間接工事費						
		共通仮設費	式	1	-		
		現場管理費	式	1	-		
		据付間接費	式	1	-		
	間接工事費 計						
据付工事原価							
設計技術費			式	1	-		
工事原価 計							
一般管理費等			式	1	-		
工事価格 計							
消費税相当額							10%
据付工事費 計							

工事費内訳表（撤去）							（甲）
一金 円							
工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
撤去工事費	直接工事費						
		労務費	式	1			第3-2号 明細書
		直接経費	式	1	-		第5号 明細書
		仮設費	式	1	-		
	直接工事費 計				-		
	間接工事費				-		
		共通仮設費	式	1	-		
		共通仮設費積上	式	1			第5号 明細書
		共通仮設費改め					
		現場管理費	式	1			
	間接工事費 計				-		
工事原価					-		
工事原価 計							
一般管理費等			式	1			
工事価格 計					-		
消費税相当額					-		
撤去工事費 計					-		

第 1—1 号 明細書 機器費

一金

月	月
---	---

鹽竈市

[illegible]

第 2 号 明細書 輸送費

一金

月
月

鹽竈市

[illegible]

第 3-2 号 明細書 労務費(撤去)

一金

月 月

鹽竈市

[illegible]

第 4-2 号 明細書 複合工費(据付)

塩竈市

名称	品種	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
越の浦雨水ポンプ場							
厚鋼電線管	Gz28 露出		m	9			
同軸ケーブル(管内)			m	9			
EM-UTP cat5e 4P	屋外高所・管内		m	10			
EM-UTP cat5e 4P	二重床		m	5			
	小計						
牛生ポンプ場							
EM-CEE-S 1.25-2C	ピット内		m	216			
EM-CEE-S 1.25-4C	ピット内		m	10			
EM-CEE-S 1.25-10C	ピット内		m	4			
EM-CEE 1.25-2C	ピット内		m	5			
EM-CEE 1.25-4C	ピット内		m	14			
EM-CEE 1.25-5C	ピット内		m	17			
EM-CEE 1.25-8C	ピット内		m	22			
EM-CEE 1.25-15C	ピット内		m	37			
EM-CEE 1.25-30C	ピット内		m	36			
	小計						
	合計						

令 8－単 下水道遠方監視設備子局装置更新工事

仕 様 書

令和8年

塩竈市上下水道部下水道課

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 適用範囲

本特記仕様書は、塩竈市上下水道部下水道課（以下「甲」という）が、発注する下記工事に適用するものとする。

- （1） 工事名称：令8－単 下水道遠方監視設備子局装置更新工事
- （2） 工事場所：楓町2丁目10-2 地内 外4箇所

対象施設

- ・越の浦污水中継ポンプ場（遠方監視設備子局更新：無線）
住所：楓町2 丁目10-2 地内
- ・牛生ポンプ場（遠方監視設備子局更新：有線）
住所：芦畔町13-55 地内
- ・越の浦雨水ポンプ場（無線中継局 機能増設）
住所：越の浦1 丁目7-1 地内
- ・中央第二ポンプ場（親局・Webサーバ 機能増設）
住所：港町2 丁目9-1 地内
- ・中央ポンプ場（ポンプ監視盤 機能増設）
住所：新富町1-15 地内

2. 関係法令の遵守

受注者（以下「乙」という）は、工事請負約款，建設業法，騒音規制法，労働基準法，職業安定法，労働者災害保険法及びその他の関係法令，並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

3. 官公署に対する手続

工事施工のため必要な官公署に対する手続きは、乙が行うものとする。これに要する費用は乙の負担とする。

なお、乙は、その結果を監督員に報告しなければならない。

また、越の浦污水中継ポンプ場については、線路と近接しているため、施工前に線路管理者と協議を行い、必要な申請等あれば乙が行うこと。

4. 適用規格

電気事業法，施行令及び施行規則
日本工業規格（J I S）
日本下水道協会規格（JSWAS）
電気学会電気規格調査会標準規格（JES）

日本電機工業会標準規格（J E M）
電気規格調査会標準規格（J E C）
日本電気協会電気技術規程（J E A C）
日本電線工業会規格（JCS）
日本照明器具工業会規格（JIL）
日本蓄電池工業会規格（SBA）
日本電力ケーブル付属品工業会規格（JCAA）
日本計量機器工業連合会規格（JMIF）
電気設備技術基準
高圧受電設備指針
電力会社電気供給約款
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編，機械設備工事編）（公共建築協会）
電気設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
日本下水道事業団電気設備標準仕様書
日本下水道事業団電気設備一般仕様書
日本下水道事業団機械設備標準仕様書
日本下水道事業団機械設備一般仕様書
内線規程
電気用品安全法
労働安全衛生法
その他関係法規

6. 責任施工

請負者は、設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項でも、施工または技術上当然必要と認められる箇所は、請負者の責任において行わなければならない。

また、工事完成後のアフターサービス体制の確保についても自社・他社機器等を問わず、請負者の責任において行わなければならない。

7. 仕様書等

(1) 仕様書等の遵守

本工事は、契約書，設計書，特記仕様書，機械電気共通特記仕様書（宮城県），図面，塩竈市契約規則並びに建設工事執行規則、本仕様書及び、土木工事共通仕様書、宮城県土木部共通仕様書等に基づき施工する。設計図書の内容に相違がある場合は、本特記仕様書，機械電気共通特記仕様書，設計図，共通仕様書の順に優先して適用する。

機械電気共通特記仕様書は宮城県のホームページよりダウンロード出来るものを適用する。

仕様書等の内容において宮城県となっている部分は塩竈市に読み替えるものとする。

機械電気共通特記仕様書

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-wwt/siyou.html>

(2) 必要事項の充足

本特記仕様書に記載されていない事項であっても、機器等が性能を発揮するために当然必要と認められるものについてはこれを充足するものとする。

第2節 材 料

1. 材料の規格

主な使用材料はすべて日本工業規格(J I S)、日本水道協会規格(J WWA)、電気学会電気規格調査会標準規格(J E C)、日本電機工業会標準規格(J E M)、電気設備技術基準、電気用品安全法、電線技術委員会標準資料(J C S)、内線規程のいずれかに適合しなければならない。

2. 使用材料の検査及び承諾

(1) 工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。

使用材料については、使用前に承諾されたものでなければならない。

(2) 材料検査に際して、乙はこれらに立会わなければならない。立会わないときは、乙は検査に対し異義を申し立てることはできない。

(3) 検査及び試験のため使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。

(4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と取替え、再び検査を受けなければならない。

第3節 工事施工

1. 施工上の注意

施工に先立ち仕様の確認及び事前調査を綿密に行い、工事内容を十分把握した上で施工に当たること。

また、本工事対象である下水処理施設は現在稼働中のため、施工にあたっては監督職員と十分協議し、撤去、据付、切替時のプラントへの影響や安全の確保等に十分配慮の上、仮設の設置や施工をすること。

2. 撤去品の取り扱い

仕様書に記載する撤去資材は、破棄物の処理及び清掃に関する法律等の各関係法令を遵守し、適正に処分すること。

第2章 共通事項

第1節 工事概要

本工事は、塩竈市下水道設備の遠方監視設備更新工事である。

既設遠方監視設備を更新し、ポンプ設備機器等のデータや警報の発報状況等を無線 LAN または NTT 回線等を介して既設親局・Web サーバへ伝送し、操作端末装置等にて監視制御が行えるよう工事を行なうものである。

(既設サーバ：NEC プラットフォームズ製)

対象施設

- ・越の浦汚水中継ポンプ場（遠方監視設備子局更新：無線）
住所：楓町2丁目10-2 地内
- ・牛生ポンプ場（遠方監視設備子局更新：有線）
住所：芦畔町13-55 地内
- ・越の浦雨水ポンプ場（無線中継局 機能増設）
住所：越の浦1丁目7-1 地内
- ・中央第二ポンプ場（親局・Web サーバ 機能増設）
住所：港町2丁目9-1 地内
- ・中央ポンプ場（ポンプ監視盤 機能増設）
住所：新富町1-15 地内

第3章 電気通信設備工事

第1節 機器仕様等

- ・越の浦汚水中継ポンプ場（無線）

(1) 既設遠方監視子局装置 機能増設 1式

既設遠方監視子局装置から信号を取り出し新設遠方監視子局装置へ信号を送信できるように機能増設すること。

(2) 遠方監視子局装置 1面

ポンプ設備の監視データを、無線回線を介して中央第二ポンプ場に設置している既設親局サーバ、既設 Web サーバ装置に伝送する。(既設サーバ：NEC プラットフォームズ製)

① PLC（盤内実装）

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1) 数量 | 1式 |
| 2) 電源 | AC100V |
| 3) 動作環境 | 温度：0～55℃、湿度：5～95%（結露なきこと） |
| 4) 使用標高 | 2000m 以下 |

② ルータ（盤内実装）

- 1) 数量 1 台
- 2) 電源 AC100V
- 3) 動作環境 温度：0～45℃、湿度：15～80%（結露なきこと）
- 4) LAN ポート 4 ポート L2 スイッチングハブ
- 5) Flash ROM 32MB 以上
- 6) RAM 256MB 以上
- 7) 表示ランプ 前面表示 6 以上、背面 5 以上

③ PoE インジェクタ（盤内実装）

- 1) 数量 1 台
- 2) 形式 屋外形
- 3) 電源 AC100V
- 4) 動作環境 温度：0～50℃、湿度：10～90%（結露なきこと）
- 5) インタフェース 10/100/1000BASE-T ×1 (PoE 給電対応) 以上
- 6) 使用条件 屋内設置

④ コンセント（盤内実装）

- 1) 数量 1 台
- 2) 口数 3 口以上
- 3) 容量 250V、5A 以上

⑤ 筐体

- 1) 数量 1 架
- 2) 構造 鋼板製自立屋内形
- 3) 寸法 W800×D500×H2200 (架台含む) mm
- 4) 実装品 上記盤内実装対象品

(3) 無線機（外部アンテナ含む） 1 台

- 1) 無線周波数帯 5Ghz 帯または 2.4GHz

(4) 無停電電源装置（盤内実装） 1 台

- 1) 入力電圧 AC100V
- 2) 出力容量 1000VA/900W
- 3) 運転方式 ラインインタラクティブ方式
- 4) 出力電圧 AC100V±10%
- 5) 出力波形 正弦波
- 6) 停電保証 9 分以上

(5) 信号用避雷器（LANSPD）（盤内実装） 1 台

- 1) コネクタ RJ-45（8 極 8 芯）
- 2) 対応回線 1000VA/900W
- 3) 電圧防塵レベル 10/100/1000BASE-T (PoE+給電対応)

- 4) インパルス耐久性 8/20 μ s, 5kV , 10 回 カテゴリーC2
- 5) インパルス耐久性 10/350 μ s, 2.5kV , 2 回 カテゴリーD1
- 6) 絶縁抵抗 直流 60V 1,000M Ω 以上

(6) アンテナ収納箱 1 個

- 1) 構造 樹脂製 屋外柱上取付型
- 2) 外形寸法 630W×300D×830Hmm 程度
- 3) ルーフ付き IP 6 5 以上

(7) 無線機収納箱 1 個

- 1) 構造 SUS 製 屋外柱上取付型
- 2) 外形寸法 400W×250D×500Hmm 程度
- 3) ルーフ付き IP 6 5 以上

(8) 無線機取付用ポール 1 式

- 1) SUS 製 50A 2.0m 程度 1 本
- 2) 取付用金具等含むものとする

・ 牛生ポンプ場（有線）

(1) 既設遠方監視子局装置 機能増設 1 式

既設遠方監視子局装置から信号を取り出し新設遠方監視子局装置へ信号を送信できるように機能増設すること。

(2) 遠方監視子局装置 1 面

ポンプ設備の監視データを、N T T 回線を介して
中央第二ポンプ場に設置している既設親局サーバ、既設 Web サーバ装置に伝送する。（既設サーバ：NEC プラットフォームズ製）

① PLC（盤内実装）

- 1) 数量 1 式
- 2) 電源 AC100V
- 3) 動作環境 温度：0～55℃、湿度：5～95%（結露なきこと）
- 4) 使用標高 2000m 以下

② ルータ（盤内実装）

- 1) 数量 1 台
- 2) 電源 AC100V
- 3) 動作環境 温度：0～45℃、湿度：15～80%（結露なきこと）
- 4) LAN ポート 4 ポート L2 スイッチングハブ
- 5) Flash ROM 32MB 以上
- 6) RAM 256MB 以上
- 7) 表示ランプ 前面表示 6 以上、背面 5 以上

③ コンセント（盤内実装）

- | | |
|-------|------------|
| 1) 数量 | 1 台 |
| 2) 口数 | 3 口以上 |
| 3) 容量 | 250V、5A 以上 |

④ 筐体

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1) 数量 | 1 架 |
| 2) 構造 | 鋼板製自立屋内形 |
| 3) 寸法 | W800×D500×H2200(架台含む) mm |
| 4) 実装品 | 上記盤内実装対象品 |

(3) 無停電電源装置（盤内実装） 1 台

- | | |
|---------|---------------|
| 1) 入力電圧 | AC100V |
| 2) 出力容量 | 1000VA/900W |
| 3) 運転方式 | ラインインタラクティブ方式 |
| 4) 出力電圧 | AC100V±10% |
| 5) 出力波形 | 正弦波 |
| 6) 停電保証 | 9 分以上 |

・ 越の浦雨水ポンプ場

越の浦汚水中継ポンプ場への無線回線構築に伴い、無線対向先を経由しポンプ設備の監視データを、無線回線を介して中央第二ポンプ場に設置している既設親局サーバ、既設 Web サーバ装置に伝送するよう機能増設するもの。

（既設サーバ：NEC プラットフォームズ製）

i PoE HUB（盤内実装） 既設流用

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1) 数量 | 1 台 |
| 2) 形式 | 屋内形 |
| 3) 電源 | AC100V |
| 4) 動作環境 | 温度：0～50℃、湿度：10～90%（結露なきこと） |
| 5) インタフェース | 10/100/1000BASE-T ×8 (PoE 給電対応) 以上 |
| 6) 使用条件 | 屋内設置 |

(1) 無線機（外部アンテナ） 1 台

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1) 無線周波数帯 | 5GHz 帯または 2.4GHz 帯 |
|-----------|--------------------|

(2) 信号用避雷器（LANSPD）（盤内実装） 1 台

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1) コネクタ | RJ-45（8 極 8 芯） |
| 2) 対応回線 | 10/100/1000BASE-T（PoE+給電対応） |
| 3) 電圧防護レベル | 1.2/50 μ s, 10kV 500V 以下 |
| 4) インパルス耐久性 | 8/20 μ s, 5kV, 10 回 カテゴリー C2 |
| 5) インパルス耐久性 | 10/350 μ s, 2.5kV, 2 回 カテゴリー D1 |
| 6) 絶縁抵抗 | 直流 60V 1,000M Ω 以上 |

(3) アンテナ収納箱 1 個

- 1) 構造 樹脂製 屋外柱上取付型
- 2) 外形寸法 630W×300D×830Hmm 程度
- 3) ルーフ付き IP 6 5 以上

(4) 無線機収納箱 1 個

- 1) 構造 SUS 製 屋外柱上取付型
- 2) 外形寸法 400W×250D×500Hmm 程度
- 3) ルーフ付き IP 6 5 以上

(5) 無線機取付用ポール 1 式

- 1) SUS 製 50A 2.0m 程度 1 本
取付用金具等含むものとする

・ 中央第二ポンプ場

(1) 親局サーバ機能増設（監視機能追加等） 1 式

- 1) 既設遠方監視画面、既設図面等を参照し、越の浦污水中継ポンプ場および牛生ポンプ場の監視画面を追加すること。
- 2) 越の浦雨水ポンプ場で受信した越の浦污水中継ポンプ場および牛生ポンプ場のデータを、既設有線回線等を経由して中央第二ポンプ場親局サーバに取り込み、監視端末装置ディスプレイに監視画面を表示させること。また、警報発報時等にアラームを鳴動させることができるようにすること。

- (1) 準拠規格 JIS、JEC、JEM
- (2) 適用仕様 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書
- (3) 主要機器仕様、構成、内容 等
入出力（処理）点数

信号種類	増 減	既 設	今 回	全 体
DI/O	増点数	—	225	
	減点数	—		
	合 計		225	225
AI/O	増点数	—	21	
	減点数	—		
	合 計		21	21
PI/O	増点数	—	7	
	減点数	—		
	合 計		7	7

・ 伝送機能あり

(2) 親局機能増設（管理者機能追加等）

システム管理者画面を作成し、システム管理者 ID, PW の発行及び削除。監視システムへのログイン ID、パスワードを発行及び削除を出来るようにすること。

また、ポンプ場機器の遠方操作権限の付与・剥奪を行えるようにすること。システム管理者は、システム管理以外の遠方監視機能は利用出来なくてもよいものとする。

システム管理者画面については、特定の端末でのみログインできるものとする。特定端末は、中央ポンプ場、壱番館の端末とする。

(3) 親局機能増設（貯留量追加等）

対象局：中央第一貯留管、新浜公園調整池、北浜公園調整池

改修内容

- ・中央第一貯留管、新浜公園調整池、北浜公園調整池の現在状態表示画面の貯留量欄について、既設図面・設計資料等を参照し、貯留管水位と貯留量との換算テーブルを作成、表示させること。貯留量データがすでにある場合はその値を使用して良いものとする。
- ・北浜公園調整池、千賀の台污水中継ポンプ場、中央第一貯留管、大日向污水ポンプ場、石田污水マンホールポンプ場の施設について、異常高水位、起動水位等の水位設定について任意に入力できるようにすること。現場水位設定と整合が取れない場合は協議により入力方法を決定するものとする。
- ・塩竈市下水道監視制御システムの TOP 画面の施設表示順を任意に変更できるようにすること。

※各施設の水位スパン（参考）

- ・中央第一貯留管 ポンプ井水位：0～20m
- ・新浜公園調整池 調整池水位：0～20m
- ・北浜公園調整池 投込水位計水位：0～7m

・ 中央ポンプ場

(1) ポンプ監視盤 機能増設 1 式

越の浦污水中継ポンプ場、牛生ポンプ場のポンプ設備の監視データを、中央ポンプ場「ポンプ監視盤」へ出力しポンプの状態監視表示および警報鳴動するよう機能増設すること。

- 1) I/O 出力 PLC ソフトウェア改造による
- 2) 表示灯 表示素子 LED
緑色 5 個
赤色 2 個
- 3) ブザー鳴動 警報発生時鳴動する。
(鳴動方法については既設に合わせる)

既設ポンプ監視盤仕様（中央ポンプ場）

- 1) 形式 屋内形
- 2) 電源 AC100V
- 3) 動作環境 温度：0～50℃、湿度：10～90%
(結露なきこと)
- 4) インタフェース 10/100/1000BASE-T

第 2 節 工事範囲等

(1) 工事の範囲

本仕様書に基づく装置の設計・製作、運搬、仮設、据付、撤去処分、試験・調整、検査、作図及び設備運用指導までの一切を含むものとする。

(2) 工事詳細条件

- 1) 本工事の作業は平日（日中）作業とするが、施設運用に支障のないように切り替え時の作業工程を監督員ならびに施設運転管理者と十分協議の上、設備停止時間が最小限となるように工事を行うこと。
- 2) 工事に必要となる設計計算は受注者が行い、監督員の承認を得ること。
- 3) 図面、仕様書の寸法、点数等は参考であり、承認図で決定する。
- 4) 保守・修理用の部品および装置は、同等性能を有する代替品を含め、稼働後10年以上供給され、保守・修理に支障のないものとする。
- 5) 工事に必要となる設計計算は受注者が行い、監督員の承認を得ること。
- 6) 更新工事により、不要になる既設機器、部材等は撤去し、関係法令に基づき適切に処分すること。

第3節 試験調整等

・ 工場試験

- (1) 各機器の製作完了後、監督職員立会のもとにすべて製作工場において試験を行うものとする。但し、軽易なものにおいては監督員と協議の上、立会試験を省略することができるものとする。
 - 1) 機器類の構造、外形等外観検査
 - 2) 機器の動作試験
 - 3) 性能試験

・ 現地試験

- (1) 現地試験に先立ち乙は監督員と綿密な連絡をとり、現地試験実施表を提出し、監督員の承認を受けた後実施すること。
- (2) 各種表示灯の点灯等既存設備との組合せ試験として、遠方監視装置間で既存情報及び制御が確実に伝送されることを確認する。なお、試験実施の際は、指定管理者と連絡を密にし、施設運転に支障のないようにすること。
- (3) その他、監督員の指示による。

第4節 附 記

- (1) 配電盤、その他電気機器は JIS 規格、JEC 又は、JEM 規格に定められた試験を行う。
- (2) 適応規格のないものについては、本市の使用条件に基づき試験を行う。
- (3) 試験に必要な機器及び材料はすべて受注者の負担により調達すること。
- (4) 試験成績表を提出すること。
- (5) 試験検査の結果、監督員が不十分であると判定する事項があれば、速やかに監督員の指示通り機器の取替又は手直しを行うこと。

別紙 1 遠方監視装置 信号項目一覧

越の浦汚水中継ポンプ場				
				接続先
1	汚水ポンプ自動操作		DO	TM2
2	汚水ポンプ手動操作			
3	1号汚水ポンプ 運転操作			
4	1号汚水ポンプ 停止操作			
5	2号汚水ポンプ 運転操作			
6	2号汚水ポンプ 停止操作			
7	3号汚水ポンプ 運転操作			
8	3号汚水ポンプ 停止操作			
9	ポンプ井水位 設定中		AO	
10	ポンプ井水位 目標設定値			
11	流入ゲート開度 目標設定値		DI	
12	汚水ポンプ 中央			
13	1号汚水ポンプ 自動			
14	1号汚水ポンプ 運転			
15	1号汚水ポンプ 故障			
16	1号吐出電動弁 寸開			
17	1号吐出電動弁 故障			
18	2号汚水ポンプ 自動			
19	2号汚水ポンプ 運転			
20	2号汚水ポンプ 故障			
21	2号吐出電動弁 寸開			
22	2号吐出電動弁 故障			
23	3号汚水ポンプ 自動			
24	3号汚水ポンプ 運転			
25	3号汚水ポンプ 故障			
26	3号吐出電動弁 寸開			
27	3号吐出電動弁 故障			
28	流入ゲート 自動			
29	流入ゲート 寸開			
30	流入ゲート 故障			
31	排砂ポンプ 運転			
32	排砂ポンプ 故障			
33	破碎機 運転			
34	破碎機 故障			
35	脱臭ファン 運転			
36	脱臭ファン 故障			
37	換気ファン 運転			
38	換気ファン 故障			
39	ポンプ井水位 異常高			
40	ポンプ井水位 高			
41	ポンプ井水位 低			
42	ポンプ場 停電			
43	自家発 運転			
44	自家発 故障			
45	ポンプ井水位		AI	
46	ポンプ井水位 設定 FB			
47	流入ゲート開度		AI	
48	流入ゲート開度 設定 FB			

49	送水流量			
	遠方監視装置（子局） 停電		DI	内部信号

牛生ポンプ場				
				接続先
1	断路器 (89R) 入		DI	HC-1
2	真空遮断器 (52R) 入			
3	真空遮断器 (43AM-52R) 自動			
4	(51R) 過電流			
5	(67GR) 地絡			
6	(27R) 受電停電			
7	高圧設備 (8A-MR1) 制御 MCCB 断			TC-1
8	主変圧器 (51NT) 地絡			
9	主変圧器 二次主幹 (52S1) MCCB 断			
10	主変圧器 (26T1) 温度上昇			LP-2
11	自家発電設備 (84G) 電圧確立			
12	自家発電設備 (30HG) (重) 故障			LC-1
13	切換接触器 (83RG) 商用側			
14	切換接触器 (43AM-83RG) 自動			
15	コンデンサ (43AM-SC) 自動			
16	No.1 コンデンサ (88SC1) 入			
17	No.2 コンデンサ (88SC2) 入			
18	No.1 コンデンサ (52LFSC1) MCCB 断			
19	No.1 コンデンサ (63SC1) 異常			
20	No.1 リアクトル (26SR1) 異常			
21	No.2 コンデンサ (52LFSC2) MCCB 断			
22	No.2 コンデンサ (63SC2) 異常			
23	No.2 リアクトル (26SR2) 異常			
24	400V 動力フィーダ (51X1-F1) 一括故障			LC-2
25	200V 変圧器 二次主幹 (52LS2) MCCB 断			
26	照明変圧器二次主幹 (52LS3) MCCB 断			
27	200V 動力フィーダ (51X1-F3) 一括故障			
28	照明フィーダ (51X1-F3) 一括故障			
29				
30				
31	ポンプ操作場所選択 中央			LK
32	ポンプ操作場所選択 電気室 (電気室)			
33	流入渠水位 異常高水位			RY-11
34	沈砂池流入ゲート 自動 (OFF 時は「手動」)			
35	沈砂池流入ゲート c 電気室 (OFF 時は「現場」)			
36	No.1 沈砂池流入ゲート 緊急閉			
37	No.1 沈砂池流入ゲート 全開			
38	No.1 沈砂池流入ゲート 寸開			
39	No.1 沈砂池流入ゲート 開動作中			
40	No.1 沈砂池流入ゲート 閉動作中			
41	No.1 沈砂池流入ゲート 過負荷			RY-11
42	No.1 沈砂池流入ゲート 地絡			

43	No. 1 沈砂池流入ゲート 過トルク			
44	No. 1 自動除塵機 運転 (OFF 時は「停止」)			
45	No. 1 自動除塵機 過負荷			
46	No. 1 自動除塵機 地絡			
47	No. 1 自動除塵機 過電流			
48	No. 1 自動除塵機 過トルク			
49	し渣搬出機 運転 (OFF 時は「停止」)			
50	し渣搬出機 過負荷			
51	し渣搬出機 地絡			
52	し渣搬出機 地絡			
53	し渣搬出機 蛇行			
54	し渣搬出機 非常停止			
55	自動給水装置 運転 (OFF 時は「停止」)			
56	自動給水装置 MCCB 断			
57	自動給水装置 地絡			
58	自動給水装置 故障			
59	自動給水装置 受水槽 渴水			
60	自動給水装置 受水槽 満水			
61	No. 1 除塵機室 床排水ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
62	No. 1 除塵機室 床排水ポンプ 過負荷			
63	No. 1 除塵機室 床排水ポンプ 地絡			
64	No. 2 除塵機室 床排水ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
65	No. 2 除塵機室 床排水ポンプ 過負荷			
66	No. 2 除塵機室 床排水ポンプ 地絡			
67	除塵機室 床排水ピット 水位 異常高			
68	雨水ポンプ・吐出弁 現場盤 COS 電気室 (OFF 時は「現場」)			
69	雨水ポンプ 先発機選択 No. 1			
70	雨水ポンプ 先発機選択 No. 2			
71	雨水ポンプ 自動 (OFF 時は「手動」)			
72	No. 1 雨水ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
73	No. 1 雨水ポンプ 準備完了			
74	No. 1 雨水ポンプ 過負荷			
75	No. 1 雨水ポンプ 地絡			
76	No. 1 雨水ポンプ 制御電源断			
77	No. 1 雨水ポンプ 始動渋滞			
78	No. 1 雨水ポンプ 停止渋滞			
79	No. 1 雨水ポンプ 非常停止			
80	No. 1 雨水ポンプ コンデンサ 故障			
81	No. 1 雨水ポンプ リアクトル 故障			
82	No. 1 雨水ポンプ盤 MCCB 断			
83	No. 1 雨水ポンプ二次抵抗始動盤 故障			
84	No. 1 雨水ポンプ ブラシ引上装置 過負荷			
85	No. 1 雨水ポンプ ブラシ引上装置 地絡			
86	No. 1 雨水ポンプ 吐出弁 寸開 (で ON)		DI	
87	No. 1 雨水ポンプ 吐出弁 過負荷			LP-1

88	No. 1 雨水ポンプ 吐出弁 地絡			
89	No. 1 雨水ポンプ 吐出弁 過トルク			
90	ポンプ井 水位計選択 No. 2 (OFF で No. 1)			
91	No. 1 ポンプ井 水位計 異常			K
92	No. 2 ポンプ井 水位計 異常			
93	ポンプ井 水位差異常			
94	ポンプ井水位 異常高			LP-1
95	ポンプ井水位 異常低			
96	吐出槽水位 異常高			
97	ポンプ室 床排水ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
98	ポンプ室 床排水ポンプ 過負荷			
99	ポンプ室 床排水ポンプ 地絡			
100	ポンプ室 床排水ピット 水位 異常高			
101	連絡ゲート 寸開 (で ON)			
102	連絡ゲート 過負荷			
103	連絡ゲート 地絡			
104	連絡ゲート 過トルク			
105	調整池排水ポンプ 現場盤 COS 電気室 (OFF 時は「現場」)			
106	No. 1 調整池排水ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
107	No. 1 調整池排水ポンプ 過負荷			
108	No. 1 調整池排水ポンプ 地絡			
109	No. 1 調整池排水ポンプ 温度上昇			
110	No. 1 調整池排水ポンプ 浸水			
111	No. 2 調整池排水ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
112	No. 2 調整池排水ポンプ 過負荷			
113	No. 2 調整池排水ポンプ 地絡			
114	No. 2 調整池排水ポンプ 温度上昇			
115	No. 2 調整池排水ポンプ 浸水			
116	調整池水位 異常高			
117	調整池水位 異常低			
118	ポンプ井排水弁 寸開 (で ON)			
119	ポンプ井排水弁 開動作中			
120	ポンプ井排水弁 閉動作中			
121	ポンプ井排水弁 過負荷			
122	ポンプ井排水弁 地絡			
123	ポンプ井排水弁 過トルク			
124	放流ゲート・試運転用ゲート 現場盤 COS 電気室 (OFF 時は「現場」)			
125	放流ゲート 寸開 (で ON)			
126	放流ゲート 開動作中			
127	放流ゲート 閉動作中			
128	放流ゲート 過負荷			
129	放流ゲート 地絡			
130	放流ゲート 過トルク			
131	試運転用ゲート 寸開 (で ON)			
132	試運転用ゲート 開動作中		DI	RY-11

133	試運転用ゲート 閉動作中			
134	試運転用ゲート 過負荷			
135	試運転用ゲート 地絡			
136	試運転用ゲート 過トルク			
137	No.1 燃料移送ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
138	No.1 燃料移送ポンプ 過負荷			
139	No.1 燃料移送ポンプ 地絡			
140	No.2 燃料移送ポンプ 運転 (OFF 時は「停止」)			
141	No.2 燃料移送ポンプ 過負荷			
142	No.2 燃料移送ポンプ 地絡			
143	燃料小出槽 油面 高			
144	燃料小出槽 油面 低			
145	燃料タンク 油面 低			
146	燃料タンク 漏洩			
147	自家発給気ファン 故障			LP-2
148	ミニ UPS 故障			UPS
149	コンテナ搬出用ホイス ト 過負荷			
150	コンテナ搬出用ホイス ト 地絡			
151	部外者 侵入			外線なし
	遠方監視装置 (子局) 停電		DI	内部信号
152	受電遮断器 電力量			HC-1
153	No.1 雨水ポンプ盤 電力量			
154	沈砂池ポンプ設備 C/C 電力量			
155	自家発補機電源 電力量			
156	建築付帯動力設備 電力量			
157	建築付帯照明設備 電力量			
158	受電 (R-T 相) 電圧	0-9000V		
159	受電 (S 相) 電流	0-40A		
160	自家発 電圧	0-600V		
161	自家発 電流	0-500A		
162	自家発 周波数	45-54Hz		
163	No.1 雨水ポンプ 電流	0-300A		
164	ポンプ井 水位	0-6.5m		
165	No.1 雨水ポンプ吐出弁 開度	0-100%		
166	吐出槽 水位	0-8.1m		
167	試運転用ゲート 開度	0-100%		
168	雨水調整池 水位	0-10.5m		
169	燃料タンク 油量	0-3000L		
170	流入渠 水位	0-8.6m		
171	No.1 流入ゲート 開度	0-100%		

172	沈砂池流入ゲート 自動指令		DO	RY-11
	沈砂池流入ゲート 手動指令			
173	No. 1 沈砂池流入ゲート 緊急閉指令			
174	No. 1 沈砂池流入ゲート 開指令			
175	No. 1 沈砂池流入ゲート 停止指令			
176	No. 1 沈砂池流入ゲート 閉指令			LP-1
177	雨水ポンプ・吐出弁 自動指令			
178	雨水ポンプ・吐出弁 手動指令			
179	No. 1 雨水ポンプ・吐出弁 No. 1 選択			
180	No. 1 雨水ポンプ・吐出弁 No. 2 選択			
181	No. 1 雨水ポンプ・吐出弁 運転指令			
182	No. 1 雨水ポンプ・吐出弁 停止指令			
183	No. 1 雨水ポンプ・吐出弁 非常停止指令			
184	調整池排水ポンプ 自動指令			RY-11
	調整池排水ポンプ 手動指令			
185	No. 1 調整池排水ポンプ 運転指令			
186	No. 1 調整池排水ポンプ 停止指令			
187	No. 2 調整池排水ポンプ 運転指令			
188	No. 2 調整池排水ポンプ 停止指令			
189	ポンプ井排水弁 開指令			
190	ポンプ井排水弁 停止指令			
191	ポンプ井排水弁 閉指令			
192	放流ゲート 開指令			
193	放流ゲート 停止指令			
194	放流ゲート 閉指令			
195	試運転用ゲート 開指令			
196	試運転用ゲート 停止指令			
197	試運転用ゲート 閉指令			

盤名称と接続先

越の浦汚水中継ポンプ場

信号あり	接続先	盤名称
●		1・2号汚水ポンプ盤
●		動力操作盤
●		計装盤
●		3号汚水ポンプ盤
●		電源切換盤
	TM2	遠方監視盤
●		自家発電設備

牛生ポンプ場

信号あり	接続先	盤名称
●	HC-1	引込受電盤
●	TC-1	変圧器盤
●	LC-1	低圧分岐盤（1）
●	LC-2	低圧分岐盤（2）
●	G-1	非常用自家発電設備
●	LP-1	No.1 雨水ポンプ動力制御盤
●	LP-2	自家発電補機盤
●	RY-1 1	沈砂池ポンプ設備 補助継電器盤（1）
●	RY-1 2	沈砂池ポンプ設備 補助継電器盤（2）
	TM	テレメータ盤
●	LK	現場監視盤
●	K	計装盤
●	UPS	UPS（機器本体）外付け

— 特 記 仕 様 書 —

令和8年4月1日以降公告案件から適用

施 工 条 件 明 示 書

工事番号			工事名	令8ー単 下水道遠方監視設備子局装置更新工事		事務所名	上下水道部下水道課	
項 目			条 件	内 容			施 工 方 法	備 考
1 共通仕様書の適用			本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。					
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置								
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」			○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)				
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)			○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1ー1ー4によること。				
(3) 上記以外			●	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手				
			上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html					
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置								
			建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。					
4 積算基準及び設計単価の適用期日								
(1) 積算基準及び設計単価の適用について			●ある	○ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。			
5 工程関係								
(1) 関連工事による施工時期の調整			○ある	●ない				
(2) 施工時期による制限			●ある	○ない	稼働中の施設のため、施設管理者と協議が必要。			
(3) 関係機関等との協議の未成立			○ある	●ない				
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加			○ある	●ない				
6 公害対策関係								
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限			●ある	○ない	各関係法令条例による。			
7 安全対策関係								
(1) 交通安全施設等の指定			○ある	●ない	交通誘導員を必要人員配置のこと。		作業日数× 人	
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限			○ある	●ない	1. 施工に先立ち、保管する台帳等との照合を行い、監督職員及び各管理者と試験掘り調査等について、協議すること。 2. 試験掘り調査は、監督職員及び各管理者立会いのもと調査を行うこと。 3. 試験掘り調査の結果や情報を監督職員及び各管理者に報告し、施工方法について協議した後に現場着手すること。 4. 試験掘り調査の掘削は手掘りを原則とし、埋設物に損傷を与えないよう注意施工すること			
8 排水工関係								
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性			○ある	●ない				
9 建設副産物対策関係(建設発生土)								
(1) 建設発生土の処理・処分について			本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。					
			処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考
			名称	所在地				
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分	
10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)								
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。					
			処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	
			工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。					
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分
		アスファルト塊	○ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分
		建設発生木材	○ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分
		建設汚泥	○ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分
		その他	●ある	○ない	青南商事	関係法令に基づき適切に処分すること	5 km	時 分 ～ 時 分
(3) 再生材の利用			○ある	●ない	種類・数量			

11 現場環境改善													
(1)現場環境改善費(率計上)について	○ある	●ない	本工事は、現場環境改善費(率計上分)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 <table><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容(率計上分)</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td></tr></table>	計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上分)												
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減												
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等												
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)												
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献												
(2) 避暑(熱中症対策)・避寒対策費について			避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設備の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上分)の50%とする。 なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調服や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。										
(3) 快適トイレの設置費について			受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設備(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。										
12 品質証明													
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。										
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。										
13 標準的な設計図書による発注方式	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。										
14 資材関係													
(1) 生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。										
(2) 購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。										
(3) 宮城県グリーン製品の利用	○ある	●ない	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。										
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材										
	○ある	●ない	3. その他()										
(4) 県内産製品の使用	○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html										
(5) 現場吹付法枠工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。										
15 設計変更の手続き													
(1) 設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-15～1-1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(塩竈市版)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(塩竈市版)を参考とすること。 https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/22/50224.html ホーム＞組織で探す＞産業建設部＞土木課＞請負契約における設計変更ガイドライン(案)について										
16 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無													
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象	●対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」,「標準型」,「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。										
(2) 実施された技術についての費用計上(設計変更)	○対象	●対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。										
17 業務効率化													
(1) 工事情報共有システムの活用	○対象	●対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。										
(2) 工事書類の簡素化の試行について	○あり	●なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。										
(3) ウィークリースタンス等の推進			本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)										

18 週休2日工事の適用の有無				
(1) 週休2日工事	○対象	●実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。(工事成績審査等を除く。)なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。	
			実施困難工事の理由	稼働中の施設であるため、施工日程について協議が必要なため。
(2) 週休2日工事の種別	●現場閉所型	○交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制 :現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。	
(3) 週休2日工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組む、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。			

19 その他				
(1) 舗装の下請制限について	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。	
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様の義務を負う旨を周知すること。	
(3) 三者会議の対象の有無	○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。	
(4) 貸与資料の有無	●ある	○ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料（既設完成図書等 ）	
(5) 発注者支援（工事監督支援業務）対象の有無	○ある	●ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者（所属会社等名・氏名）の通知を行うこと。	
(6) 法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。			
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	○ある	●ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。	
(8) 盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html			

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
20 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 0.00% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 0.00% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	

21 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場 の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項

22 施工箇所が点在する工事の間接費の積算					
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実施に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
23 その他					
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	●ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかけ離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

1 追加事項			
(1) 対外交渉	住民や利用者からの苦情に対し、適切かつ良心的に対応すること。	施工計画書の内容を確認。	
(2) 他工事との調整	当該工事に隣接して工事が施工されることが分かった場合は、他工事間と連絡調整を密にし良好な施工となるよう努めること。	監督職員と協議及び指示に従うこと。	
(3) 建設副産物実施調査	建設リサイクル報告様式(「計画書・実施書」)で作成した電子データを提出すること。	監督職員と協議及び指示に従うこと。	
(4) 安全訓練等の実施について	本工事の施工に際し、工事着手後原則として作業員の全員参加により、月当り半日以上の時間を割当て、安全訓練等を実施すること。	監督職員と協議すること。	
(5) 事前調査	・工事区間内において地下埋設物の破損事故を未然に防止するため十分調査を行い施工すること。 ・工事との因果関係を明確にするため、着手前に影響が予想される隣接家屋及び構造物等においては事前調査を実施すること。 ・起工測量において、境界杭、境界ビン、測量ビン等は控えを取り、工事完了後に復元すること。	・調査規模、範囲及び戸数等は監督職員と協議すること。 ・監督職員に報告すること。 ・境界杭、境界ピンを撤去及び設置する場合、事前に土地所有者に連絡を取り、立会を求めること。	

※内容に記載のない事項についても監督職員と協議すること。

参 考 資 料

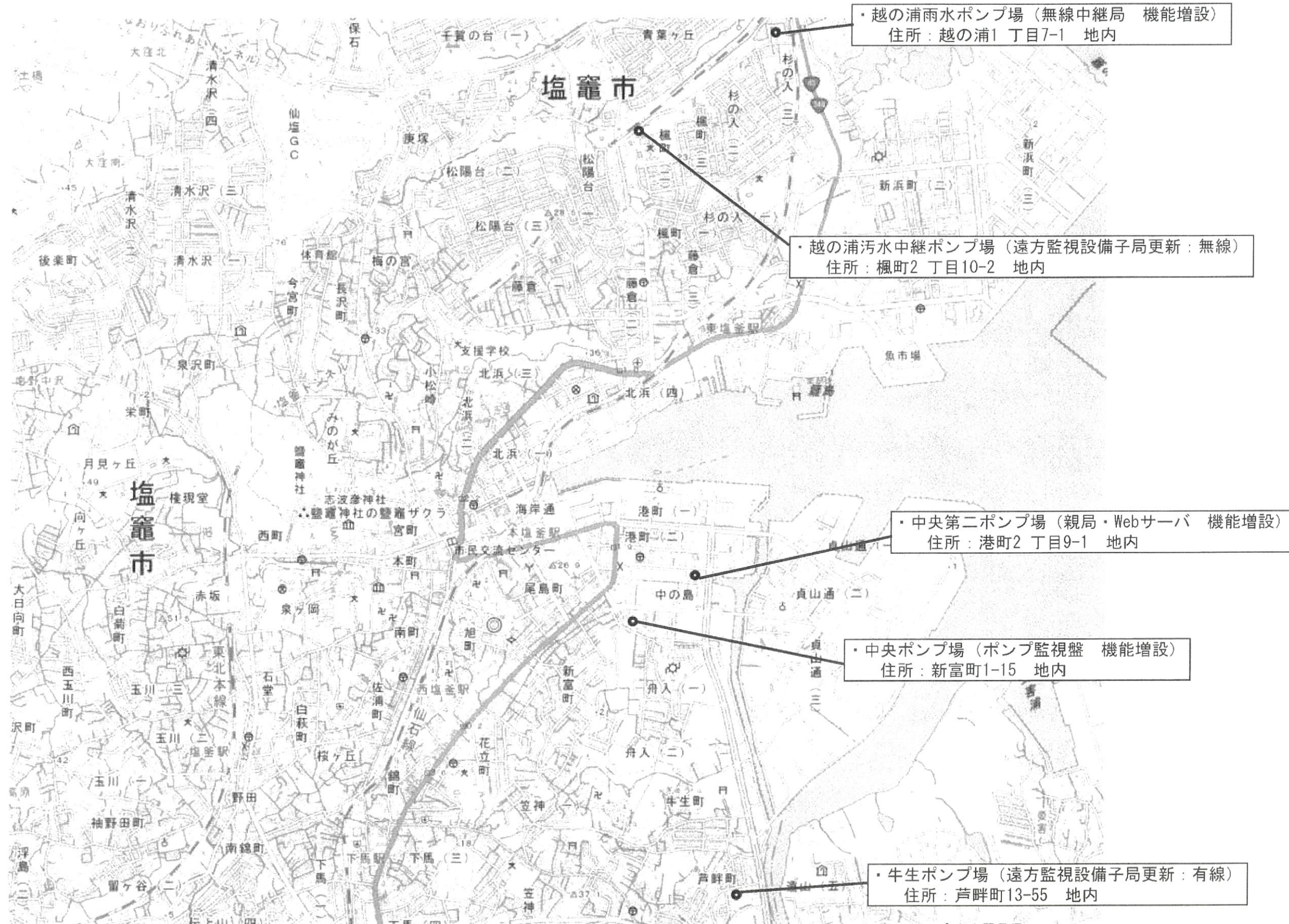
注) 本資料は、参考資料である。

令 8 - 単 下水道遠方監視設備子局装置更新工事

令和8年

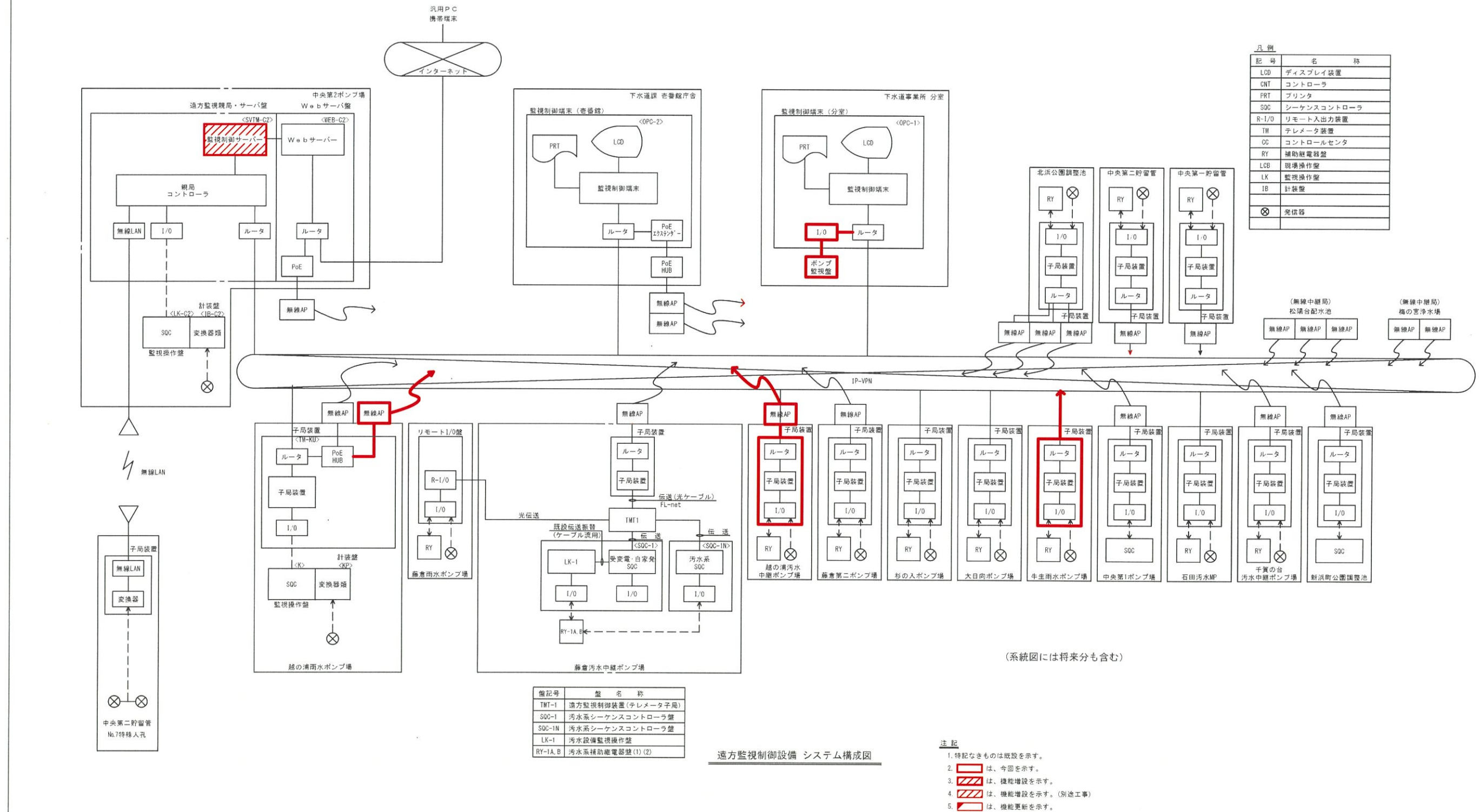
塩竈市上下水道部下水道課

位置図

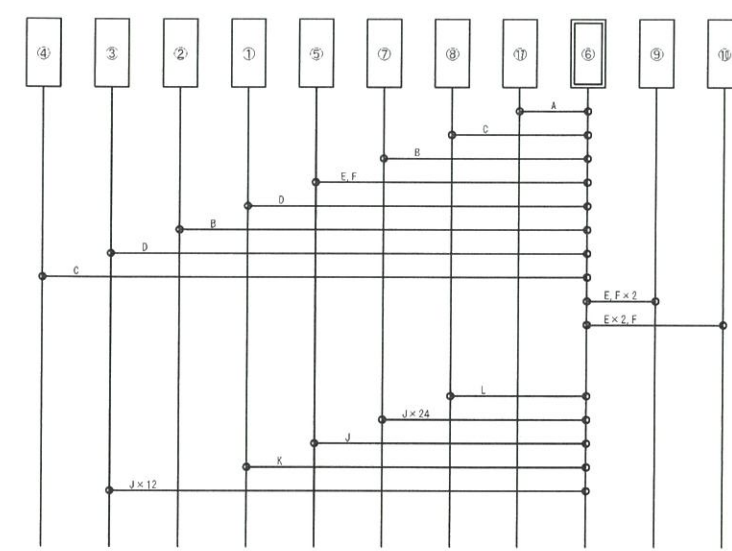
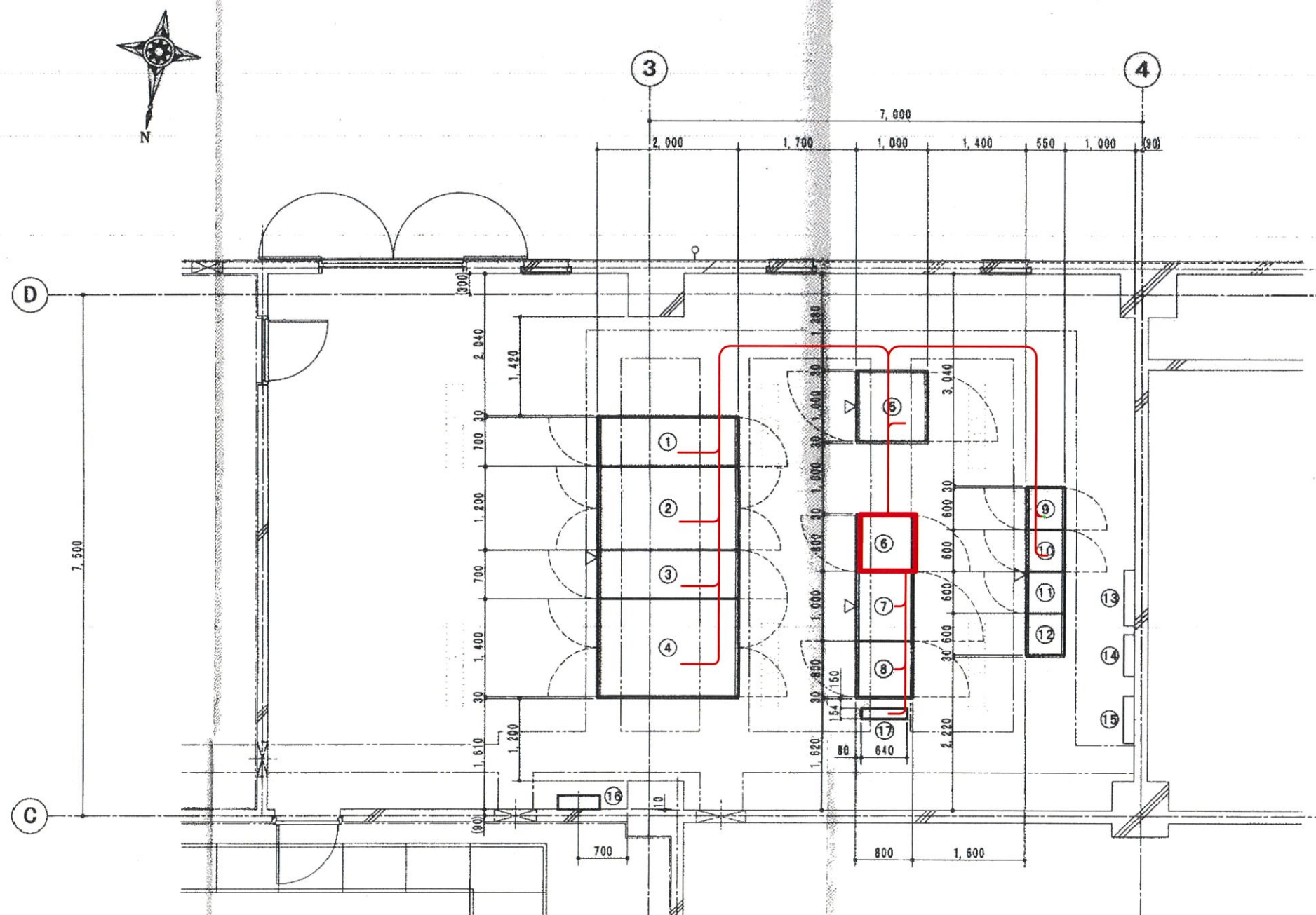


	宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-1126 FAX 022-362-7249 塩竈市上下水道部下水道課	設計年月日	調査	設計	工事名称	全業	図面No
					仮称 令8-単 下水道遠方監視設備子局装置設置更新工事		
					図面名称 位置図		
					Scale NONE		TM-01

参考図



参考図



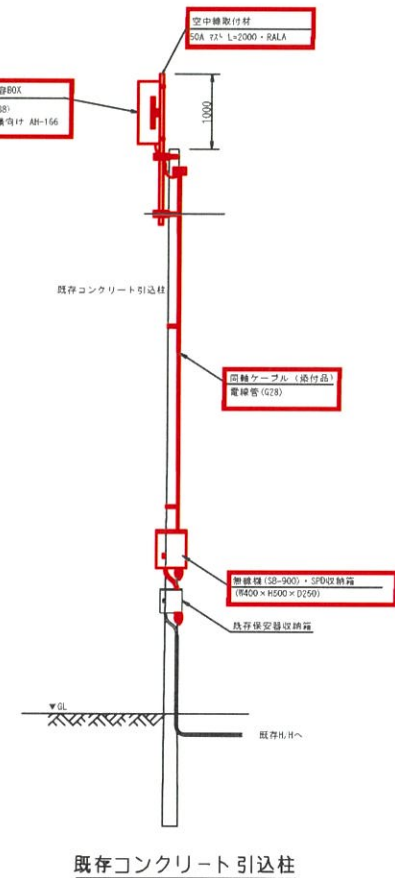
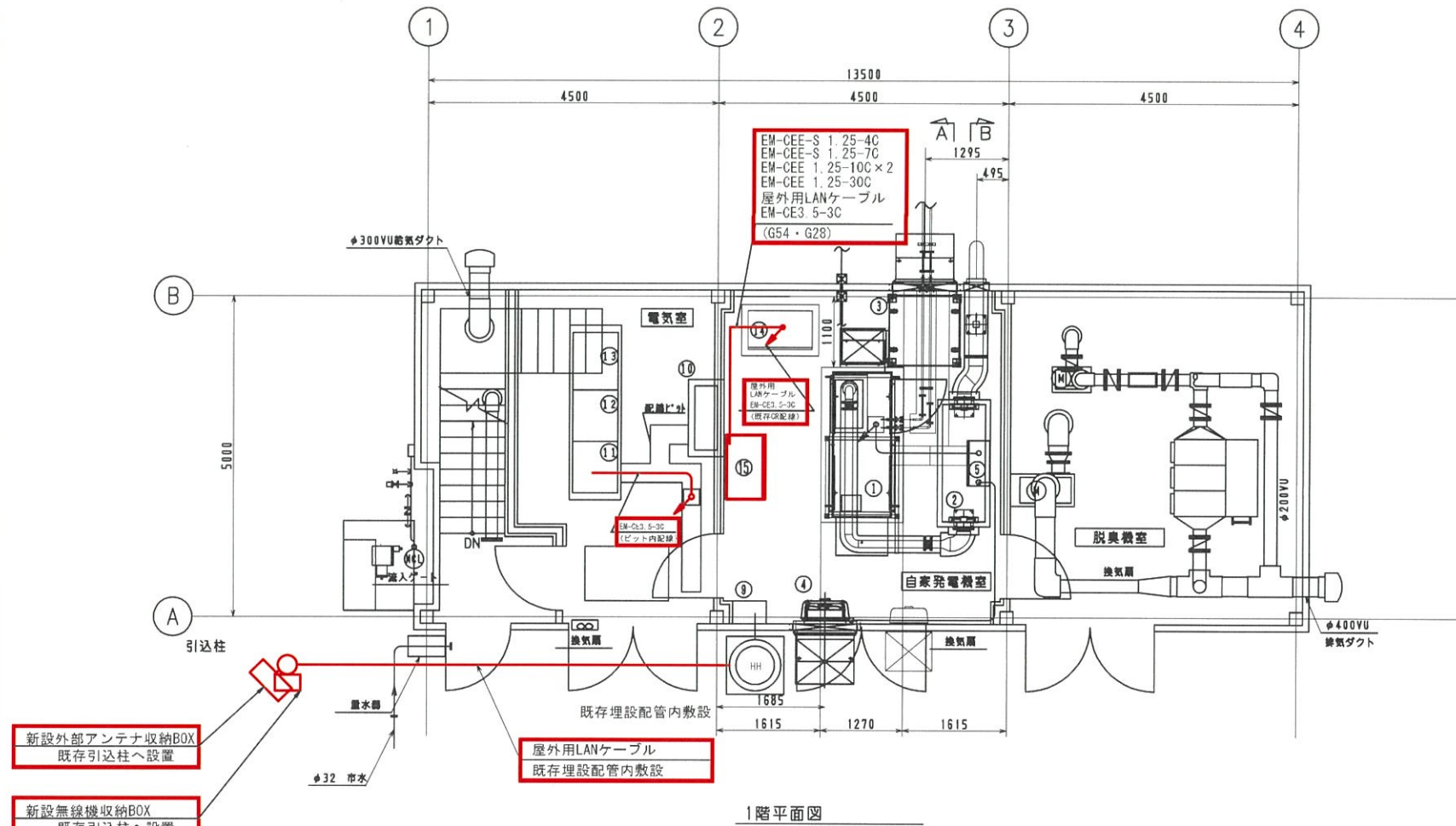
配線系統図

番号	記号	機名称	備考
①	HC-1	引込受電盤	既設
②	TC-1	変圧器盤	既設
③	LC-1	低圧分岐盤 (1)	既設
④	LC-2	低圧分岐盤 (2)	既設
⑤	LP-1	No.1雨水ポンプ動力制御盤	既設
⑥	TM	遠方監視盤 (字庫)	撤去・新設 今回
⑦	LK	現場監視盤	既設
⑧	K	計量盤	既設
⑨	RY-11	洗砂池ポンプ設備補助制御盤 (1)	既設
⑩	RY-12	洗砂池ポンプ設備補助制御盤 (2)	既設
⑪	CC-1	洗砂池ポンプ設備制御盤	既設
⑫	CC-1	洗砂池ポンプ設備制御盤	既設
⑬	PT-1-1	MDF	既設
⑭	PT-1-1	遠隔付番照明	既設
⑮		接地端子盤	既設
⑯		UPS	既設

番号	機種
A	EM-GEE 1.25sq-20
B	EM-GEE 1.25sq-40
C	EM-GEE 1.25sq-50
D	EM-GEE 1.25sq-80
E	EM-GEE 1.25sq-150
F	EM-GEE 1.25sq-300
G	
H	
I	
J	EM-GEE-S 1.25sq-20
K	EM-GEE-S 1.25sq-40
L	EM-GEE-S 1.25sq-100

1階電気室平面図 S=1/50

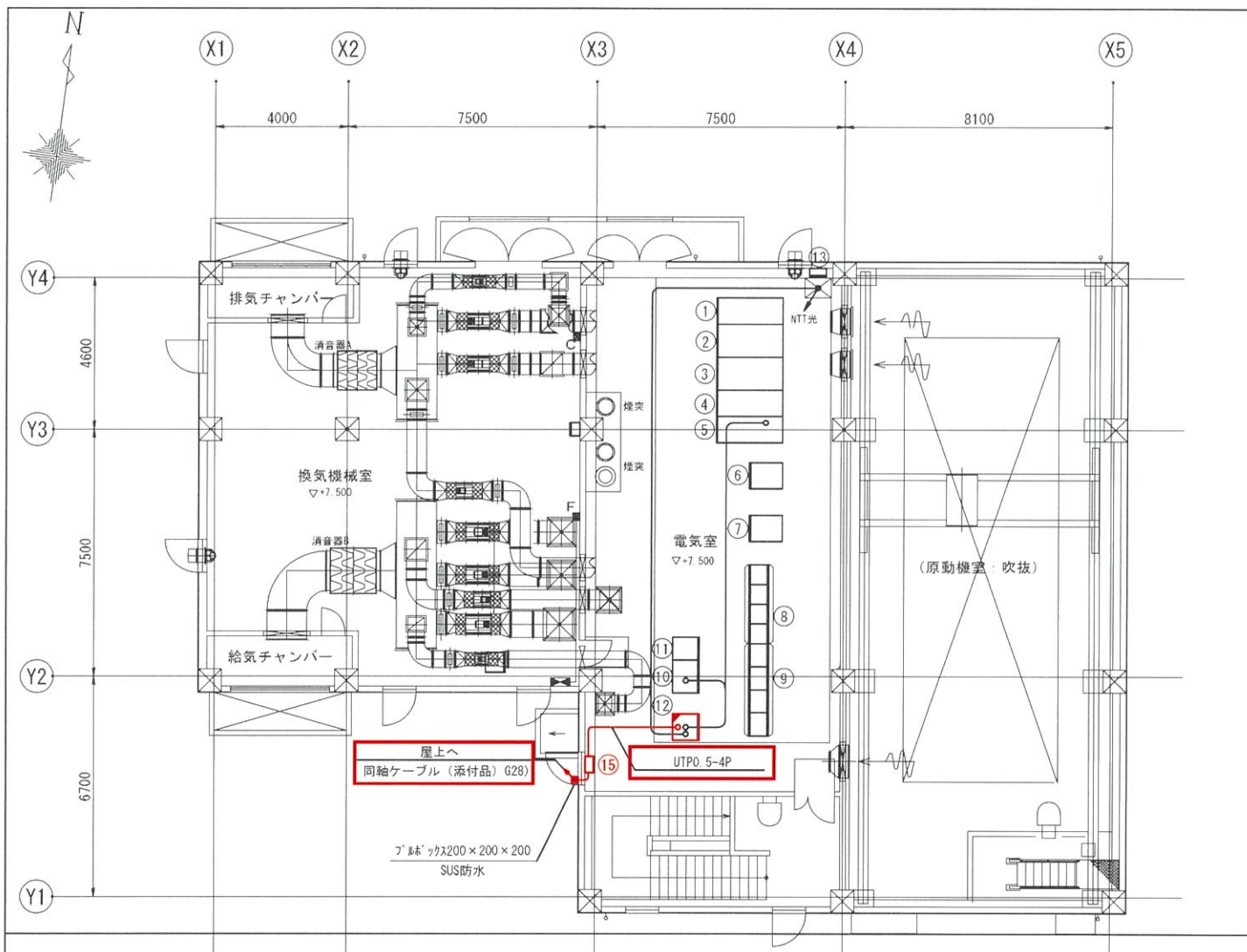
参考図



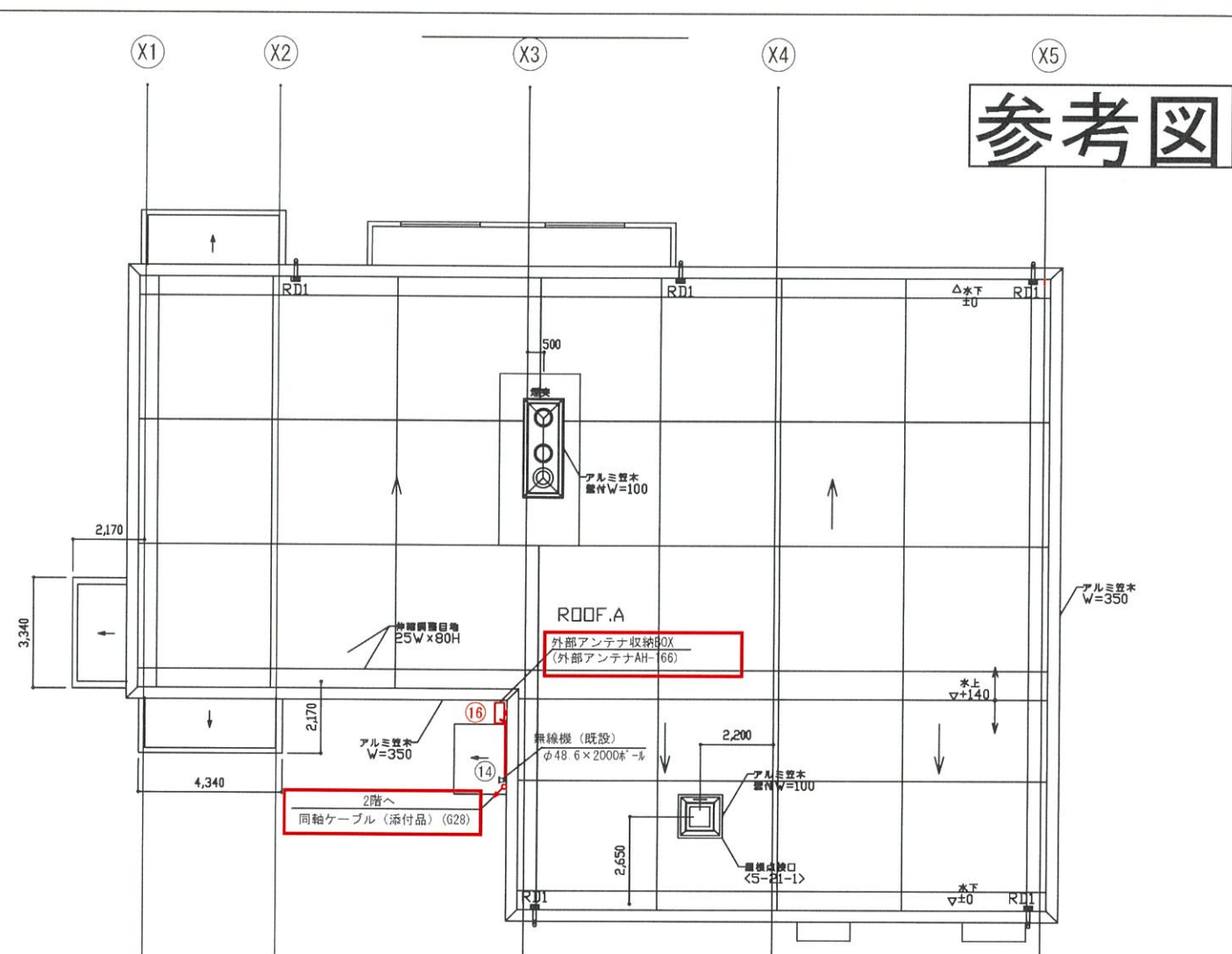
機器名称表			
番号	記号	名称	備考
①		非常用自家発電装置 (75kVA)	既設
②		二次排ガス消音器	既設
③		排気消音器	既設
④		給気ファン	既設
⑤		電源切替盤	既設
⑥			
⑦			
⑧			
⑨		受電端子盤	既設
⑩		No.3汚水ポンプ盤	既設
⑪		汚水ポンプ盤	既設
⑫		動力操作盤	既設
⑬		計装盤	既設
⑭		遠方監視盤	既設
⑮		遠方監視盤 (子局)	新設

注記
1. は今回工事を示す。
2. 特記なきは既設を示す。

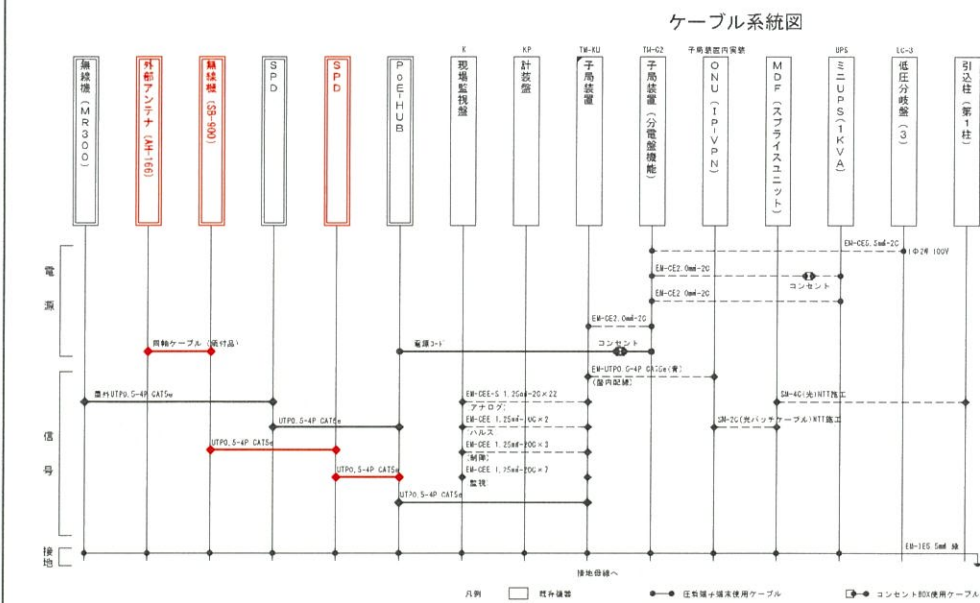
B1階平面図 S=1/50



越の浦雨水ポンプ場2階平面図



越の浦雨水ポンプ場屋上平面図



番号	記号	品名	備考
①	HC-1	引込受電盤	既設
②	HC-2	変圧器盤	既設
③	LC-1	低圧分岐盤 (1)	既設
④	LC-2	低圧分岐盤 (2)	既設
⑤	LC-3	低圧分岐盤 (3)	既設
⑥	DC-1	直流電源盤	既設
⑦	LP1	No.1雨水ポンプ動力盤	既設
⑧	CC-1	雨水ポンプ補機制御センター	既設
⑨	RY-1	雨水ポンプ補機補助制御盤	既設
⑩	K	監視操作盤	既設
⑪	KP	計装盤	既設
⑫	TH-KU	子局装置	今回改修
⑬	ET-B	接地端子箱	既設
⑭		無線機 (松岡台配水池中継局向け)	既設
⑮		無線機 (越の浦雨水ポンプ場向け)	新設
⑯		外部アンテナ (越の浦雨水ポンプ場向け)	新設

- 注記
- ①は、今回改修を示す。
 - ②は、今回改修範囲を示す。
 - 特記なきものは既設を示す。

